

鹿島市家庭用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、対象地域内において家庭用浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については鹿島市補助金交付規則（昭和 47 年規則第 9 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 家庭用浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 90%以上、放流水の BOD 20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するもので、10 人槽以下のものをいう。ただし、平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (4) くみ取り槽 トイレのし尿のみを便槽へ貯留し、あとで汚物を汲み取る方式のものをいう。
- (5) 転換 既設の住宅等において同一敷地内に設置された単独処理浄化槽又はくみ取り槽から家庭用浄化槽へ切り替えることをいう。
- (6) 宅内配管工事 転換に付帯して行う家庭用浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。
- (7) 撤去 転換に付帯して単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去することをいう。

- (8) 対象地域 市内全地域のうち、鹿島市公共下水道認可区域を除く地域。
(補助金額)

第3条 補助金の額は、次表に掲げる金額とする。ただし、家庭用浄化槽設置、宅内配管工事及び撤去に要する費用が次の表の限度額より下回る場合はその額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

区 分	限 度 額
家庭用浄化槽設置	(1) 5人槽 332千円 (2) 6～7人槽 414千円 (3) 8～10人槽 548千円
宅内配管工事	単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による家庭用浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 330千円
撤去	(1) 家庭用浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用 150千円 (2) 家庭用浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用 120千円

(補助金の交付条件)

第4条 規則第6条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査または建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受け家庭用浄化槽を設置する者。
- (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾を受けること。
- (3) 市長が別に定める浄化槽工事基準に適合していること。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽設置状況検査依頼受付済証の写し

- (4) 誓約書（審査機関指定）の写し
- (5) 浄化槽認定シート
- (6) 登録証及び登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 保証登録証
- (8) 建物平面図（配置配管図）
- (9) 設置場所の見取図
- (10) 工事見積書の写し
- (11) 滞納のない証明書
- (12) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (13) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置位置を示す図面及び設置状況を示す写真（宅内配管工事又は撤去に係る補助金の申請をする場合に限り。）
- (14) 宅内配管工事費の見積書の写し（宅内配管工事に係る補助金の申請をする場合に限り。）
- (15) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の清掃費、撤去工事費及び処分費が明記された見積書の写し（撤去に係る補助金の申請をする場合に限り。）
- (16) その他、市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付を決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）を、補助金不交付を決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。
（変更承認申請書）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金申請内容を変更する場合、または補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により市長に報告してその指示を受けなければならない。
（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ヶ月以内、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の

書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置工事費に係る領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (3) チェックリスト
- (4) 浄化槽初回保守点検表の写し
- (5) 竣工図面
- (6) 浄化槽設置工事の写真
- (7) 単独処理浄化槽の使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽からの転換に付帯する宅内配管工事又は単独処理浄化槽の撤去に係る補助金の申請をした場合に限る。）
- (8) 宅内配管工事の施工状況写真及び宅内配管工事費の領収書の写し（宅内配管工事に係る補助金の申請をした場合に限る。）
- (9) 撤去工事の施工状況写真及び単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去費の領収書の写し（撤去に係る補助金の申請をした場合に限る。）
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第5項若しくは同法第12条の5第5項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写し又は同条第4項の規定による通知の内容を出力した書面（撤去に係る補助金の申請をした場合に限る。）
- (11) その他、市長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第9条 市長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 市長は、前条に規定する補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第 1 2 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 1 3 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、家庭用浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 1 0 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年訓令甲第 1 3 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の各要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 5 年訓令甲第 2 5 号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年訓令甲第 5 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付を決定する補助金の額について適用し、同日前に交付を決定した補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年訓令甲第 1 8 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の鹿島市家庭用浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。